

令和2年度

府省及び関係団体 陳情書

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

<厚生労働省 陳情書>

【同行援護・移動支援】

1. 同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。
2. 同行援護従業者数の確保のため、報酬単価を引き上げる等の制度の見直しをすること。
3. 同行援護の利用については、自治体の独自の判断で利用時間を制限しているところが多いため、そういった制限を撤廃するよう厚生労働省から文書で通知すること。
4. 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には、所得区分を現行よりも細かく分け、本人のみの所得で算定する等、利用者本人の所得の実情に合った算定をすること。
5. 同行援護事業において、「病院での待ち時間を報酬の対象として算定すること」を、厚生労働省から文書で各自治体に周知徹底すること。
6. 本年10月から開始される通勤における同行援護が利用しやすいものになるようにすること。あわせて通学においても同行援護が利用できるようにするか、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。
7. 自治体の同行援護事業の担当者は、同行援護事業の理念及び国の示した運用基準を熟知した職員を配置し、利用者・同行援護従業者の相談者となるよう国が自治体に働きかけること。

8. 施設入所者も、同行援護または、地域生活支援事業の移動支援を利用可能にすること。

【意思疎通支援事業】

9. 意思疎通支援事業の代筆・代読支援が全国の自治体において実施されるよう、地域生活支援事業の必須事業に位置付けたうえで、代筆・代読支援の専門職を養成すること。

10. 代筆・代読支援を、障害者総合支援法において個別給付（自立支援給付）に位置付けること。

11. 代筆・代読を含む意思疎通支援事業等が、移動支援事業とあわせて利用可能となるよう、制度を改善すること。

【日常生活用具給付等事業】

12. 日常生活用具の給付基準額を商品の価格動向に応じて見直すとともに、各世帯の事情を勘案し、家族に晴眼者がいても給付対象とするよう、国から自治体に働きかけること。

13. 日常生活用具の対象品目に近年の新しい機器を考慮した基準を国が新たに設定すること。

14. 日常生活用具給付等事業の地域間格差を解消するため、国において品目の指定が行えるよう、制度を改正すること。

15. 視覚障害者にとって有益な音声色彩判別装置（例えばカラーリーノ等）とAI視覚支援デバイス（例えばオーカムマイアイ2等）を日常生活用具の給付対象品目とするよう、国から自治体に働きかけること。

16. 原発が立地されている都道府県において、音声線量計（しゃべる線量計）を日常生活用具の給付対象品目とするよう、国から自治体に働きかけること。

17. 音声式体温計の増産を国からメーカーに働きかけるとともに、必要とする視覚障害者に給付するよう自治体に働きかけること。

18. 視覚障害者が音声ガイド付き家電製品を購入しやすくなるよう、自治体が日常生活用具の給付品目に指定することを、国から自治体に働きかけること。

【歩行訓練】

19. 全国の自治体において歩行訓練が受けられる体制を構築するよう自治体に指導すること。

【入院】

20. 入院時にもホームヘルパーが利用できるようにすること。また、入通院時の緊急時には代筆を医療機関職員がすること。

【高齢者問題】

21. 盲養護老人ホームに入所を希望している視覚障害者に一定以上所得がある場合、入所することが一定割合認められるようになったが、さらに経済的要件を緩和し、すでに認められている月額での入所の枠を広げること。

22. 自治体における盲養護老人ホームへの入所措置控えを是正すること。

23. 介護保険制度において視覚障害者が適切な介護サービスを提供されるよう、要介護認定判断の際に、視覚障害者の実態をくみとって評価し、適切に認定されるようにすること。

【身体障害者手帳】

24. いわゆる眼球使用困難症（眼瞼痙攣や羞明等のために高度で継続的な目の痛みがあり、実質的にその視機能の活用ができない状態）を身体障害者手帳の認定基準に加えること。

25. ミライロID（スマートフォンアプリ）による障害者手帳を提示することで、現状の身体障害者手帳の提示と同等に公共交通機関等の交通割引制度を利用できるようにすること。

【年金・手当】

26. 特別障害者手当の支給額を増額すること。

27. 障害基礎年金の支給額を増額すること。

28. 障害年金の判定基準を視機能活用能力において視力、視野判定と同等の判定とし、いわゆる眼球使用困難症（眼瞼痙攣や羞明等のために高度で継続的な目の痛みがあり、実質的にその視機能の活用ができない状態）を支給対象とすること。

【ロービジョンケアに関する診療報酬改定】

29. 平成24年4月から実施されている「ロービジョン検査判断料」については、算定できる施設基準が、現行は視覚補装具判定医師研修会を終了した常勤医師とされているが、これを緩和し、非常勤医師でも可能とすること。

30. 現行の視能訓練には、「斜視視能訓練」と「弱視視能訓練」があるが、これらに「ロービジョン視能訓練」を新たに追加し、ロービジョン検査判断から引き続いて実際のロービジョン訓練が受けられるようにすること。

【その他】

31. 視覚障害者にとってソーシャルディスタンスの確保が困難であることを踏まえ、視覚障害者が不当な差別を受けないように視覚障害の特性を啓蒙すること。

32. 居宅介護サービス（ホームヘルパー）と同行援護サービスが異なる従業者によって行われることにより生ずる狭間をなくすため、総合的に視覚障害者を支援する視覚障害者介助人制度（仮称）を新設すること。

33. 小売店、商業施設、宿泊施設、飲食店等において、身体障害者補助犬法が理解され、盲導犬等の身体障害者補助犬の同伴による入店拒否、宿泊拒否等のない社会を実現するため、国から事業者に指導すること。
34. 医療と福祉の連携を図るためロービジョンネットワーク等の視覚障害者支援ネットワークを各地域で構築するよう国から自治体に働きかけること。
35. 各種行政手続きを視覚障害者が単独でも行えるような制度にするとともに、オンライン化した場合も、視覚障害者が単独で入力できるようにすること。
36. 国等が主催する会議において、視覚障害者が参加する場合、十分な意見表明が行えるよう、全資料を点字等で配布すること。また、この趣旨を各自治体等に対しても働きかけること。
37. 印刷物を直接利用することが困難な視覚障害者等の読書環境のさらなる整備を各地域で推進するため、国の基本計画を周知するとともに、都道府県が基本計画を速やかに策定するよう、国から働きかけること。
38. 大学入試センターが新たに示した視覚障害のある受験者への合理的配慮を各種試験においても盛り込むこと。
39. 視覚障害者のための情報配信事業を実施している団体等に運営上の人的支援をすること。